### みはる野自治会館運営細則

#### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この細則は、みはる野自治会(以下「自治会」という。)所有の自治会館(厚木市みはる野1-21-2番地所在)の運営を円滑に行うため設けるものである。

### (会館の呼称)

第2条 本会館は、みはる野自治会館(以下「会館」という。)と称する。

# (会館の定義)

第3条 会館は、会員相互の利益と福祉の増進を図るとともに、会員の 親睦を高める場として、会議、会合、サークル活動等の利用に供するため、厚木市からの借地、設置した建物及びその他の付帯設備をいう。

#### 第2章 運営

### (運営委員会)

第4条 会館の運営を民主的に行なうため、運営委員会(みはる野ふぉーらむ以下「ふぉーらむ」と言う)を組織する。

#### (委員会の構成)

第5条 ふぉーらむの構成は、役員及びその他会員により構成する。

2 委員会の定員は、若干名とする。

### (ふぉーらむの権限)

第6条 ふぉーらむは、会館運営の監督について役員会に提言する。

2 ふぉーらむの運営にかかる詳細については、別に定める。

#### 第3章 会館使用

## (利用申請)

第7条 会館の利用を希望する者は、みはる野自治会館利用登録に定める方法により利用する日の1日前までに申請するものとする。

#### (利用許可)

第8条 会館の利用は、自治会活動に支障のない限り、許可するものとする。 ただし、次の項目に該当する場合は許可を与えないことができる。

- (1) 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのあるとき。
- (2) 自治会の承認を得ない営利事業。
- (3) その他管理上支障のある場合。

#### (利用時間)

第9条 会館の利用時間は原則として次のとおりとする。

午前8時から午後20時までとする。ただし、自治会で認めた場合は、 この限りではない。

## 第4章 その他

### (経費負担)

第10条 会館を利用する者は、光熱費、水道料その他の経費を負担する。

- \* (利用料金の金額は、団体ごとに別に定める。)
- 2 料金の納入は、自治会に後納するものとする。
- 3 自治会活動に伴う会議行事等で使用する場合は、無料とし、その他自治会で特に認めたものは、免除又は減額することができる。

## (利用者の義務)

第11条 会館を利用するときは、次の事項を守るものとする。

- (1) 利用責任者を決めること。
- (2) 利用時間を守ること。
- (3) 利用にあたっては、器具、備品等を丁寧に取扱い、室内を汚損しないこと。
- (4) 火気使用は事前に自治会に申請し、後始末を完全に行なうこと。
- (5) 利用終了後は、片付け及び清掃をすること。
- (6).破損等は自治会に報告する。
- (7) その他、自治会の指示に従うこと。

# (その他)

第 12 条 この細則に定められていない事項は、ふぉーらむで協議提言 し、自治会役員会の承認を得るものとする。

2 この細則の改廃は、自治会役員会の議決により定める。

**附則**この細則は、令和3年8月1日から施行する。

みはる野自治会利用登録は下記にショートメールで行う。

070 - 1256 - 3167